

第 4 編

計画の推進

第4編 計画の推進

第1章 計画の推進

第1節 計画の周知

計画の周知においては、障がいに関する正しい知識や理解を広める必要があります。関係機関や障がい者支援に関わる人々と連携し、障がいのある人もない人も共に暮らす地域共生社会実現のために、広報やウェブサイト等を通して周知を図っていきます。

第2節 計画の推進体制の確立

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関による連携が必要です。そのため、庁内関係課はもとより、南魚沼市自立支援協議会を中心に関係機関・関係団体と連携を強化し、一人ひとりのライフステージに応じた支援を行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

第3節 国・県・近隣市町との連携

国・県の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、魚沼圏域障がい者地域生活支援連絡調整会議などを通じて、近隣市町と情報交換や地域の課題等について協議を行うとともに連携を図ります。

第4節 計画の進捗管理

計画策定後は、各年度において施策の取組状況、サービス見込量等の達成状況を南魚沼市自立支援協議会に報告し、進捗管理を行います。

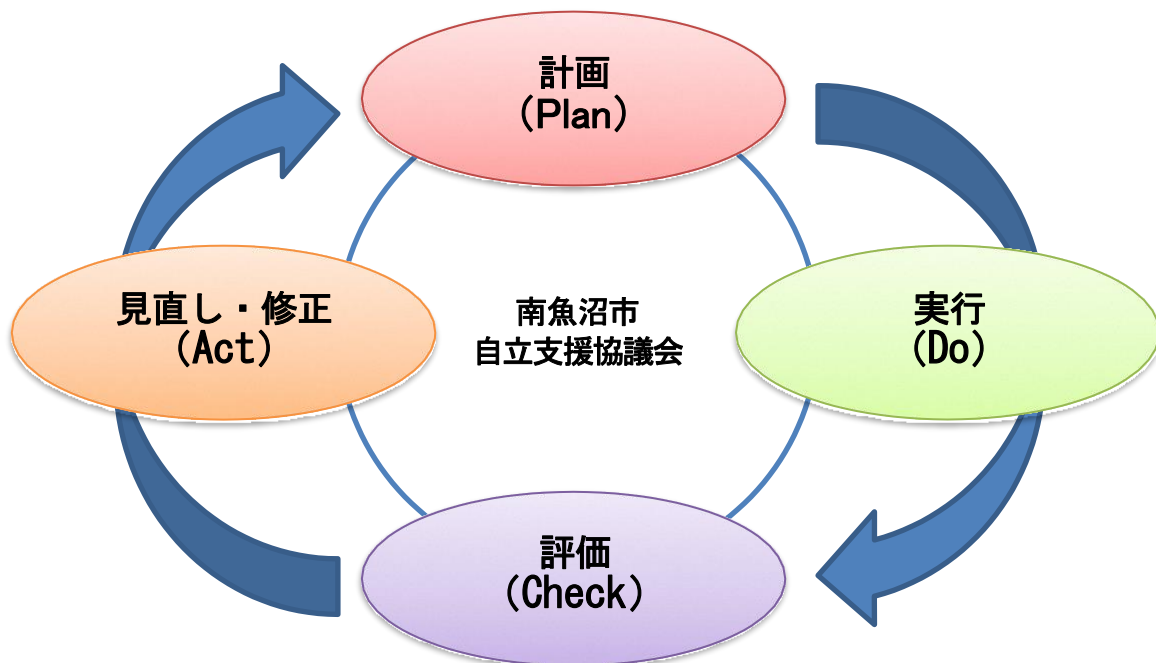
- (1) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の成果目標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行います。障がい者計画を含め必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- (2) 中間評価の際には、南魚沼市自立支援協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

(3) 障がい者計画の主な指標及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の活動指標（見込量）については、より高い頻度で実績を把握し、設定した指標の達成状況等の分析・評価を行います。

また、活動指標を整理するにあたり、障がい福祉サービス等の見込量を算出する際に勘案することとされている事項についても併せて整理を行います。

(4) 本計画で設定した目標（Plan）を行動計画として実行（Do）し、実行した計画を評価・測定し（Check）、必要に応じて修正（Act）し、新たな目標を設定して行動に移していく「PDCA」サイクルを進めていきます。

◆◆◆ 点検・評価のプロセスのイメージ（PDCA）◆◆◆



資料編

資料編

アンケート結果の概要

1 調査目的

本調査は、「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、障がいがある方の障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料として実施しました。

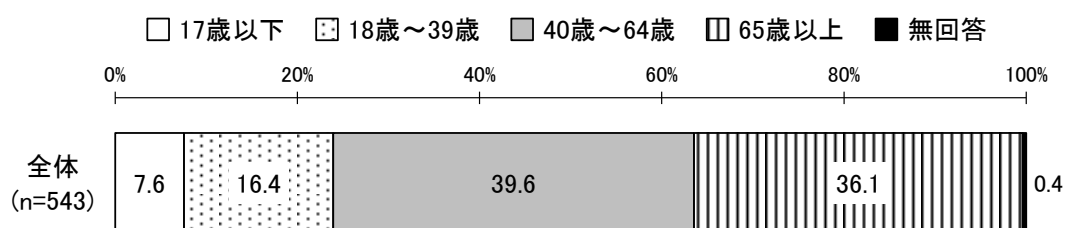
2 調査の対象と実施方法

調査対象	障がい者手帳（身体、療育、精神）を所持する人（児童も含む）等を無作為抽出
調査方法	①郵送配布・郵送回収 ②WEBによる回答
調査期間	令和4年11月～12月
調査件数	1,000件
回収数	543件（回収率 54.3%）

3 アンケート結果の概要

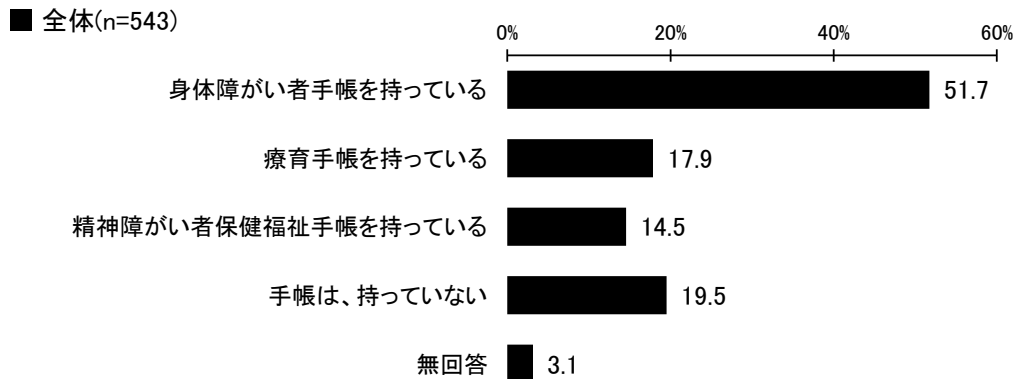
(1) 年齢について

「40歳～64歳」の割合が39.6%で最も高く、次いで「65歳以上」（36.1%）、「18歳～39歳」（16.4%）などの順となっています。



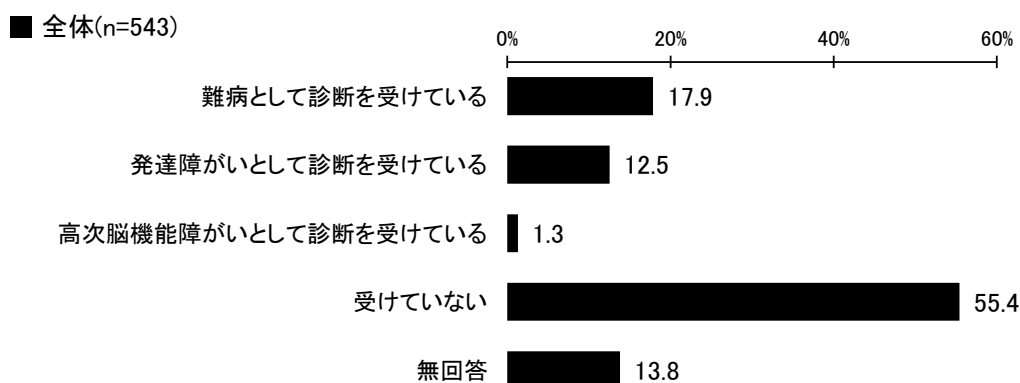
(2) 障がい者手帳について（複数回答）

「身体障がい者手帳を持っている」の割合が 51.7%で最も高く、次いで「手帳は、持っていない」（19.5%）、「療育手帳を持っている」（17.9%）、「精神障がい者保健福祉手帳を持っている」（14.5%）の順となっています。



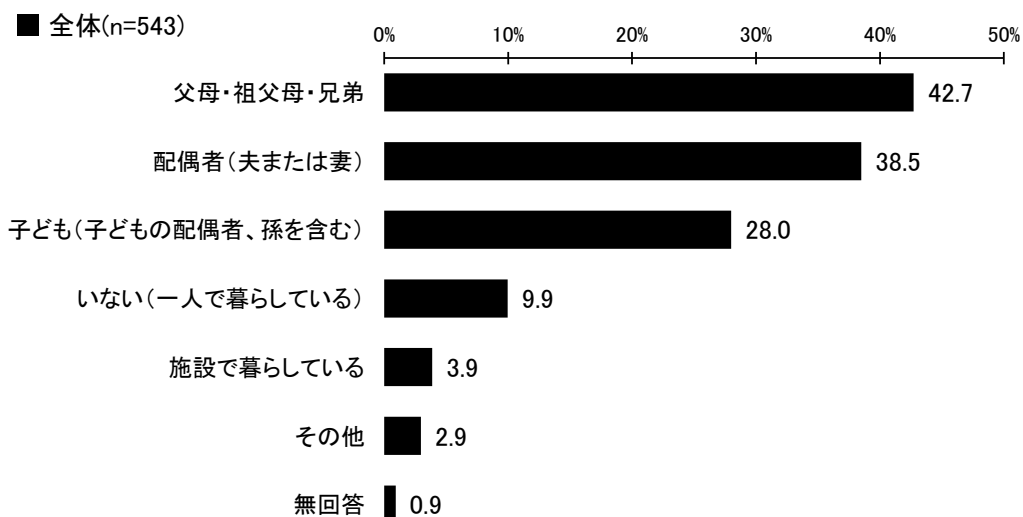
(3) 難病や発達障がい・高次脳機能障がいの診断状況について（複数回答）

「受けていない」の割合が 55.4%で最も高くなっています。診断を受けた方の中では、「難病として診断を受けている」（17.9%）、「発達障がいとして診断を受けている」（12.5%）、「高次脳機能障がいとして診断を受けている」（1.3%）の順となっています。



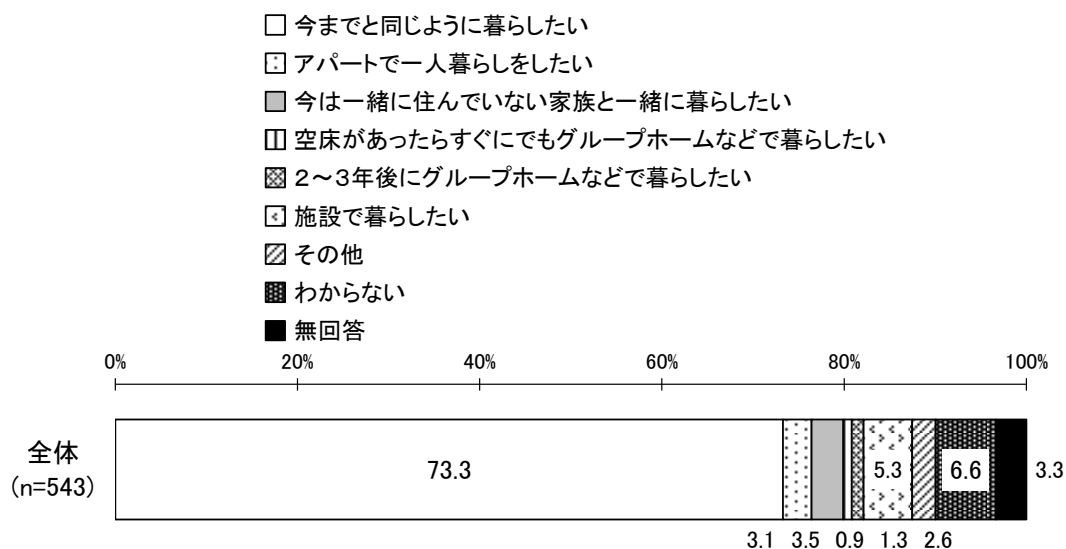
(4) あなたと一緒に暮らしている方は、どなたですか（複数回答）

「父母・祖父母・兄弟」の割合が42.7%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」（38.5%）、「子ども（子どもの配偶者、孫を含む）」（28.0%）などの順となっています。



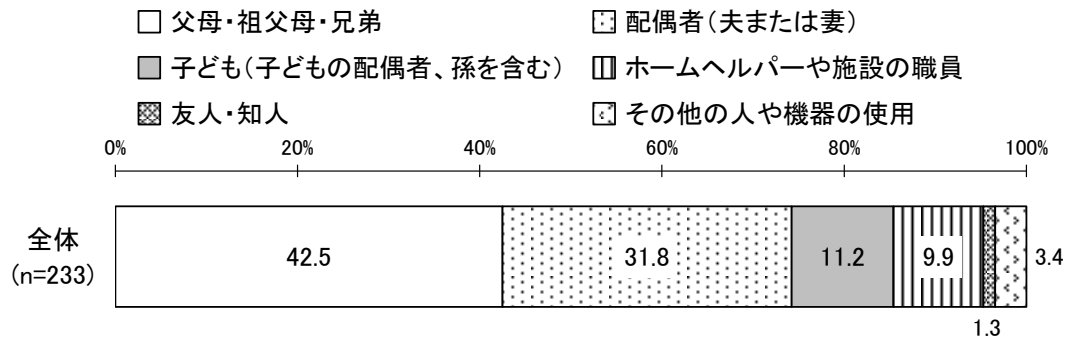
(5) 今後、どのように暮らしたいと考えていますか

「今までと同じように暮らしたい」の割合が73.3%で最も高く、次いで「施設で暮らしたい」(5.3%)、「今は一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい」(3.5%)などの順となっています。なお、「わからない」の割合は6.6%となっています。



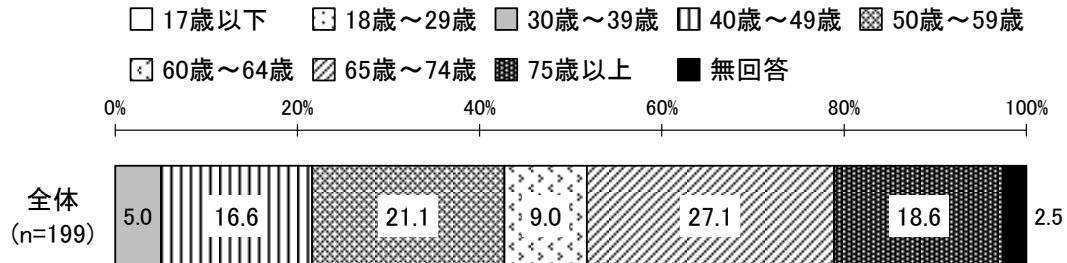
(6) あなたを介助してくれる方（または機器）は主に誰ですか

「父母・祖父母・兄弟」の割合が42.5%で最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」（31.8%）、「子ども（子どもの配偶者、孫を含む）」（11.2%）などの順となっています。



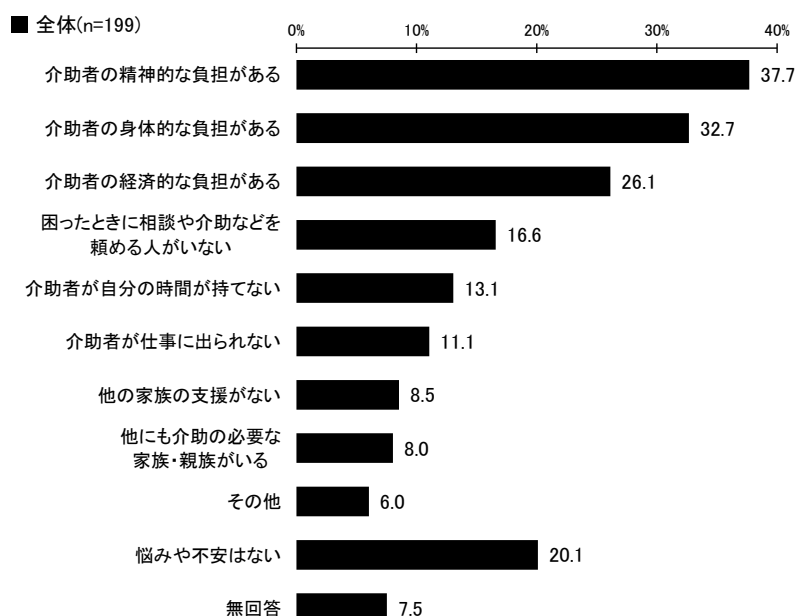
(7) 介助者の年齢について

「65歳～74歳」の割合が27.1%で最も高く、次いで「50歳～59歳」（21.1%）、「75歳以上」（18.6%）などの順となっています。また、介助者の最高年齢は93歳となっています。



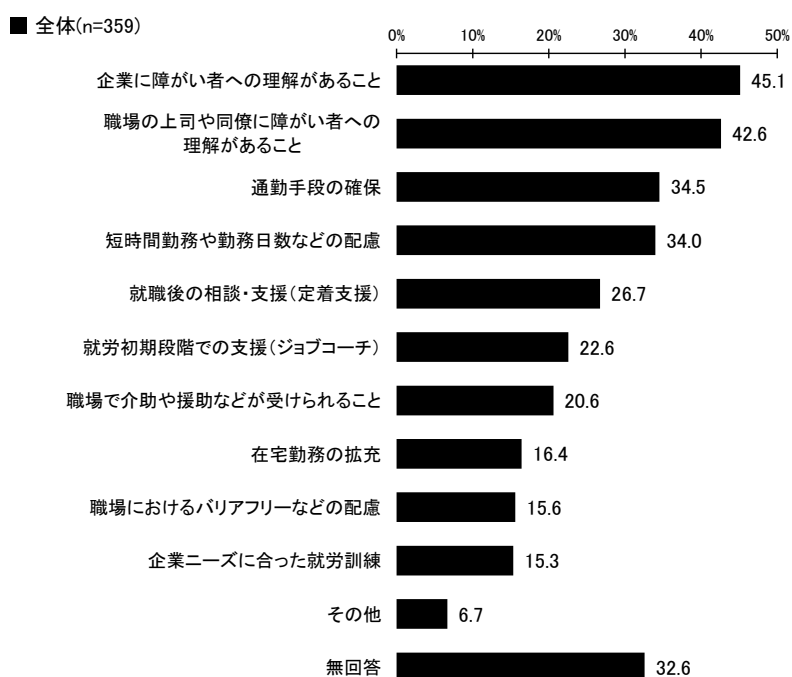
(8) 介助について感じていること（複数回答）

「介助者の精神的な負担がある」の割合が37.7%で最も高く、次いで「介助者の身体的な負担がある」(32.7%)、「介助者の経済的な負担がある」(26.1%)などの順となっています。



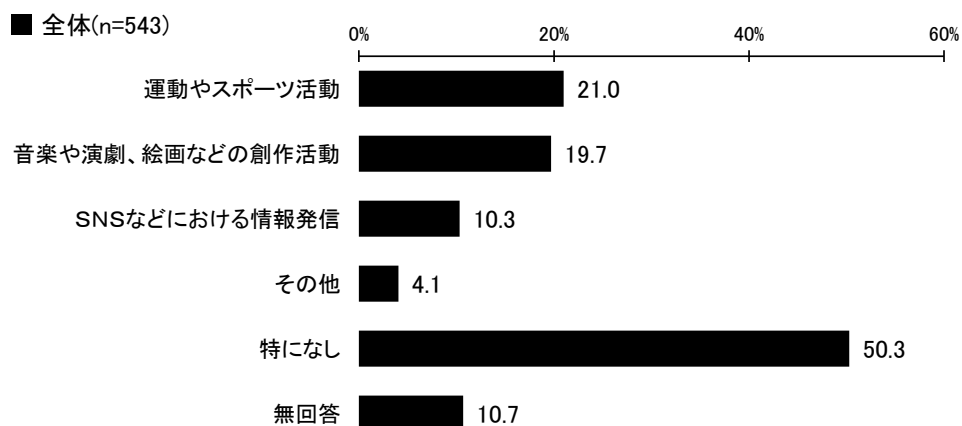
(9) 障がい者の就労支援で必要なこと（複数回答）

「企業に障がい者への理解があること」の割合が45.1%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がい者への理解があること」(42.6%)、「通勤手段の確保」(34.5%)などの順となっています。



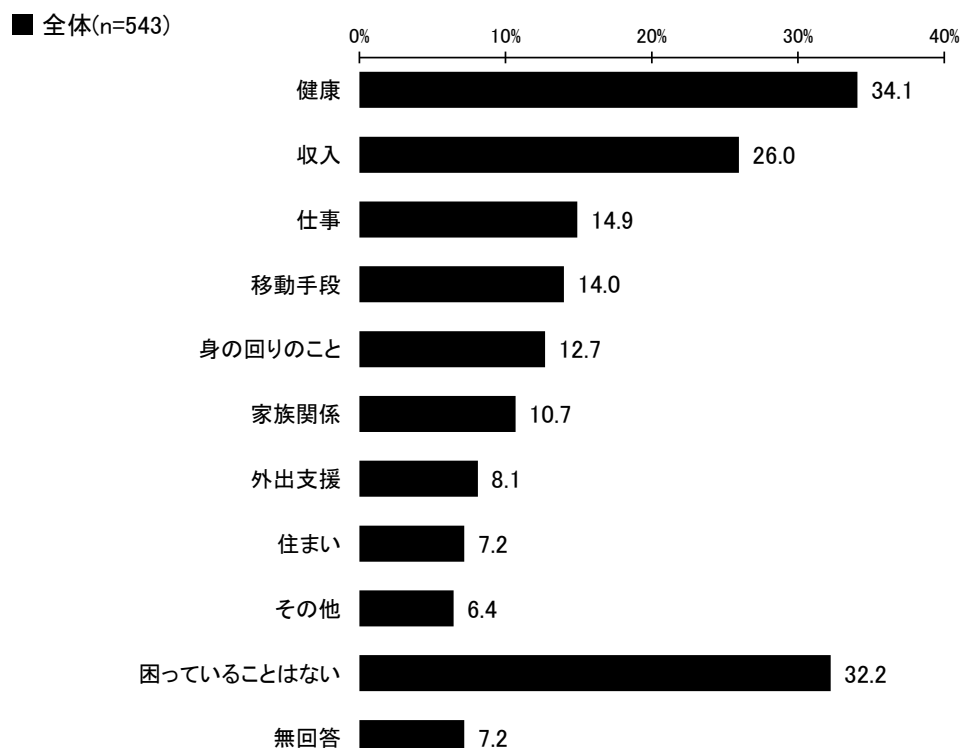
(10) あったらいいと思うサービス、やってみたい余暇活動について（複数回答）

「特になし」の割合が50.3%で最も高くなっています。希望するサービスがある方
のなかでは、「運動やスポーツ活動」の割合が21.0%で最も高く、次いで「音楽や演劇、
絵画などの創作活動」（19.7%）、「SNSなどにおける情報発信」（10.3%）などの順と
なっています。



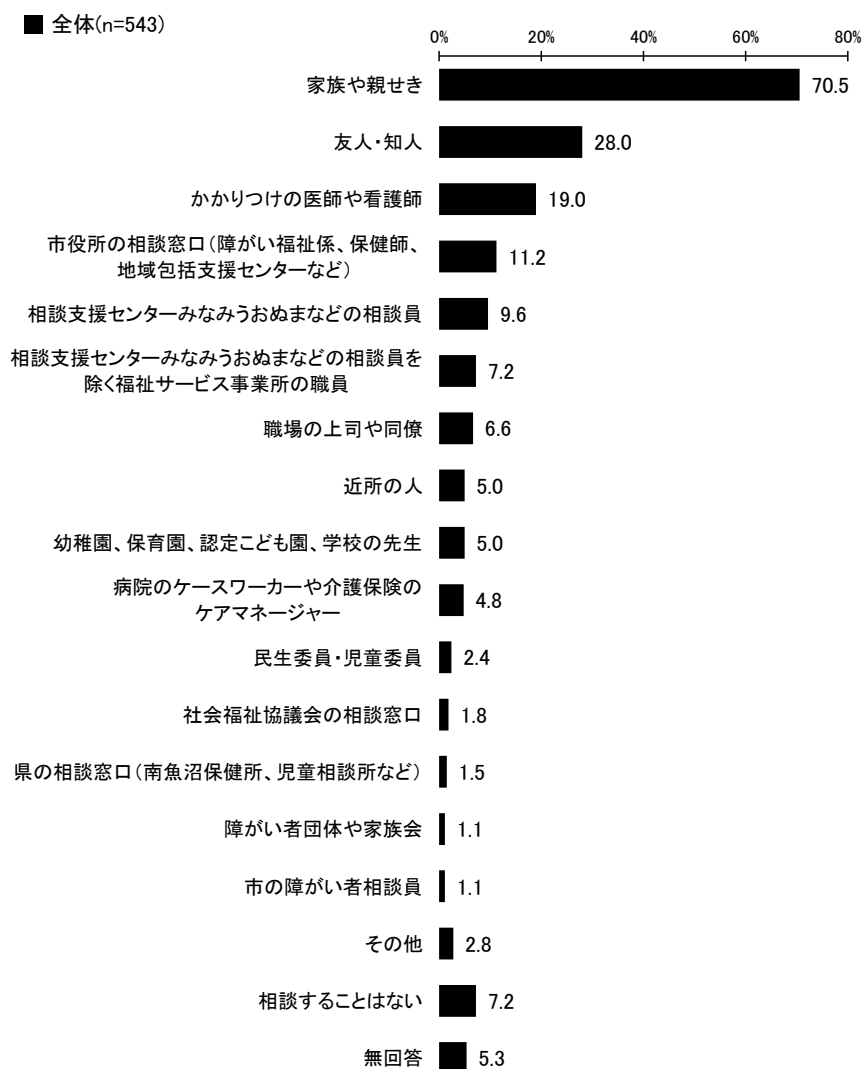
(11) 現在の困りごとについて（複数回答）

「健康」の割合が34.1%で最も高く、次いで「収入」（26.0%）、「仕事」（14.9%）
などの順となっています。なお、「困っていることはない」の割合は32.2%となってい
ます。



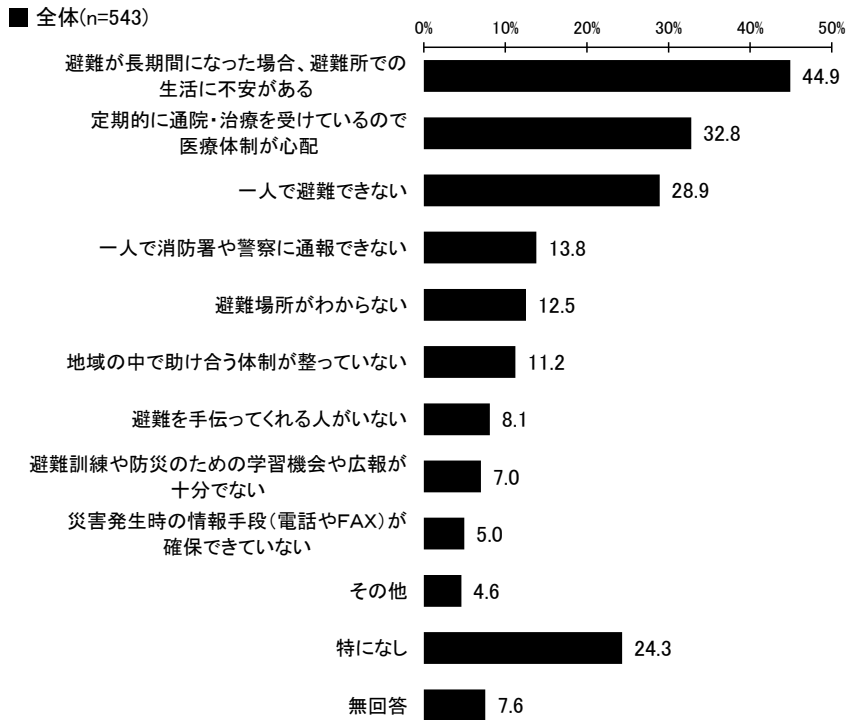
(12) 普段、悩みや困ったことをどこ、または誰に相談するか（複数回答）

「家族や親せき」の割合が70.5%で最も高く、次いで「友人・知人」（28.0%）、「かかりつけの医師や看護師」（19.0%）などの順となっています。



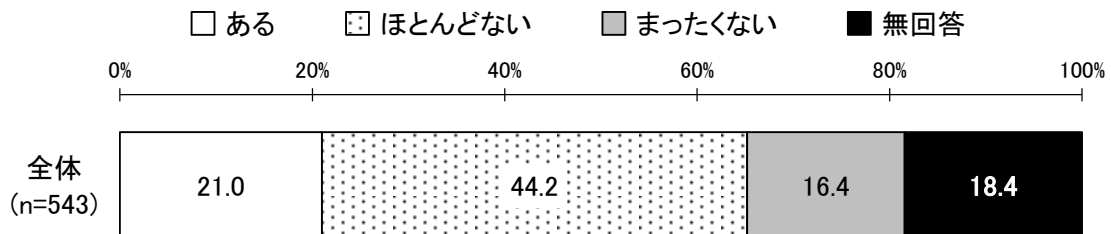
(13) 災害が起きたときに不安なこと（複数回答）

「避難が長期間になった場合、避難所での生活に不安がある」の割合が44.9%で最も高く、次いで「定期的に通院・治療を受けているので医療体制が心配」(32.8%)、「一人で避難できない」(28.9%)などの順となっています。



(14) 障がいのために、不愉快な思いをした経験があるか

「ほとんどない」の割合が44.2%で最も高く、次いで「ある」(21.0%)、「まったくない」(16.4%)の順となっています。



障がい者団体アンケート・ヒアリング調査結果概要

1 調査の概要

「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、令和5年6月～8月に南魚沼市内の障がい者団体よりご協力をいただきました。

2 調査結果

(1) 取り組んでいる、障がい者の理解を普及・推進する活動について

- ・一般市民の方をはじめ、小中高大の学生と触れ合う機会があると理解が進むと考えています。
- ・理解が進まない理由については、障がい者は自分と関わることのない遠い存在という認識だと感じます。そのため、定期的にLet'sスポーツの実施や社協事業に協力しています。

(2) 地域での障がい者に対する理解の普及・推進について

- ・足りていないと感じます。地域の行事やイベントに障がい者も参加できるようにしてほしいです。
- ・接する機会を増やすことで相互理解が進み、日常生活における課題解消につながると考えます。社会参加の為の環境整備と地域での普及、学校での社会での多様性についての授業等は必須と考えます。
- ・総合支援学校が開校してから障がい者と関わる方が増え、障がい者との接し方なども理解が進んでいるように思います。

(3) 日常生活や社会参加をする上で困っていることについて

- ・障がいを持つ方にとって、公共交通機関が無くなると移動が不可能になる方が大勢いらっしゃいます。特に冬期はJRがすぐ止まるので、バスが無いとどこにも行けません。市民バスも使いたい人に使いやすい乗り物になることを期待します。

(4) 障がいのある人にとって、どの程度「住みやすいまち」だとお感じになりますか

- ・色々な行事に声掛けしてもらえる。また、近くに適した作業場所やリハビリ施設がある。
- ・公共交通機関が無くなると移動が不可能になる方が大勢いらっしゃいます。特に冬期はJRがすぐ止まるので、バスが無いとどこにも行けません。
- ・歩道に点字ブロックが設置されていないところがあったり、雪国は除雪があり生活が大変です。

- (5) 日常生活や社会生活を送る上で、生活しづらさを感じる原因となる障壁（バリア）が取り除かれてきたと思うことについて
- ・ 公共施設、公共的施設は概ね利用できるようになった。
 - ・ 六日町駅や銭漕公園の多目的トイレの設置や自宅改修助成金等、障がい者や高齢者が利用しやすくなる取組を市が行っている。
 - ・ 声をかけてくれる人が増えた。六日町駅の券売機の前などで立っていると、困っていると勘違いされて声をかけてくれる人がいる。以前に比べると声をかけてくれるようになったと感じる。
- (6) 災害時における避難等の支援について
- ・ 災害避難場所等を考えると車イス用トイレ整備は急務。
 - ・ 避難する際に誰に頼れるか、最寄りの避難所にハード面含めて避難できるか、二次避難場所の場所はどこに何力所あるのか等、情報共有。
 - ・ 福祉避難所は二次的な避難所で、災害時すぐに開設されるわけではないと説明を受けましたが、そう言った説明がウェブ等にあるとありがたいです。
- (7) 市が行っている障がい福祉サービスや支援について
- ・ 障がい者が移動できるバスが欲しいです。
 - ・ 新規会員の入会があまりなく、会員の高齢化が進んでおります。若い世代の方が、いろいろな問題を抱えているかと思えます。団体の存在を知らない方もいらっしゃいますので、是非お知らせ頂きたいと思っております。
 - ・ ガイドヘルパーはとても助かっている。趣味の活動も行えている。
- (8) その他のご意見
- ・ 移動支援があるとありがたい。障がいや特性のある人を送迎するのは難しいとは思いますが、移動手段がなく、困っている人が多い。
 - ・ 市内にはユニバーサルトイレがない。
 - ・ 医療的ケア児等、保育園などの入園で課題が生じている。福祉課、学校教育課、子育て支援課など関係課が早い段階でかかわってもらいたい対応してもらいたい。

障がい福祉事業者アンケート・ヒアリング調査結果概要

1 調査の概要

「第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の策定に向け、令和5年6月～8月に市内で障がい福祉サービスを実施している事業者からご協力をいただきました。

2 調査結果

(1) 事業を運営する上で、困っていることや課題と考えること

- ・人材の確保が困難（3件）
- ・利用者の確保（1件）
- ・人材育成（1件）
- ・高騰している光熱水費（1件）
- ・作業単価が低額（1件）

(2) 日々のサービス提供活動を行う上で、困っていること（問題点や課題）

- ・強度行動障がい児者の受け入れが可能な施設が市内にない。
- ・地域移行を進め、空床に強度行動障がい児者の受け入れを助めてもらいたい。
- ・障がい福祉サービス事業所全体で医療的ケア児者の受け入れに取り組んでもらいたい。
- ・サービス提供時間等提供活動において、当日職員の体調不良及び家族等の体調不良等が原因で職員配置が難しい。
- ・冬場の公共交通機関の弱さは影響大。事業所としてできる限り幅広く送迎を実施しているところもあるが、ハード面を考えると限界はある。
- ・職員のメンタルヘルス、ニーズの多様化への対応

(3) 事業所におけるサービスの質を向上させるために必要な取組や支援

- ・人材の確保、人材育成、職員のスキルアップ
- ・サービスおよび業務の標準化、見える化、各種マニュアルの点検、整備
- ・研修体制

(4) 障がい福祉サービスが利用しやすくなるためには、どのようなことが必要か

- ・ニーズや活動にある程度のすみ分けがなされ、それぞれの事業所の強みが生かせるようなPRの中で、利用者側が選んで利用できるようになるとよい。
- ・通所のための交通手段の確保が、今後の大きな問題となっていくと考える。
- ・障がい者の個別ニーズは多様化しているが、相談支援事業所や自立支援協議会等との連携を活発に行ない、地域ニーズ（課題）として把握共有し、地域・組織単位でそのニーズに対応していくこと。
- ・契約事務が簡単になると気軽に利用ができるようになると思われる。
- ・企業が障がい者雇用などへの関心を高められるよう、行政側からの啓発事業を活発に行う。

(5) その他のご意見

- ・どの事業所も「人がいない」と言っているが、魅力ある職場づくりや離職防止の取組の検証が必要かと思う。また、市がリーダーシップを発揮し、地域全体で人材確保、育成についての取組も必要かと思う。
- ・家族介護に頼った環境が多く、障がい児者を取り巻く環境は閉ざされたものであると思います。障がいを負っていても、障がいのある家族がいても障壁無く出掛けて行けるような環境及び周囲の働きかけが必要であると考えます。

南魚沼市自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び第2項の規定に基づき、南魚沼市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平28訓令1・一部改正）

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 障がい者等の支援体制に係る地域課題への対応に関すること。
- (5) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (6) 障がい者計画及び障がい福祉計画の進捗管理及び見直しに関すること。
- (7) 権利擁護機能に関すること。
- (8) 前各号のほか、市長が必要と認める事項

（平28訓令1・一部改正）

（組織）

第3条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用関係者
- (6) 障がい者関係団体
- (7) 福祉・ボランティア関係者
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「全体会」という。）は、必要に応じ会長が召集する。ただし、委員委嘱後の最初の全体会は、市長が招集する。

2 会長は、全体会の議長となり、議事を整理する。

（令3訓令1・一部改正）

（専門部会）

第6条 協議会は、必要に応じ分野別の専門部会を開くことができる。

（令3訓令1・一部改正）

（意見聴取）

第7条 協議会は、会議の議事に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第8条 協議会の委員及び関係者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（令3訓令1・追加）

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

（令3訓令1・旧第8条繰下）

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（令3訓令1・旧第9条繰下）

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令の施行後において最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月8日訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月26日訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

南魚沼市自立支援協議会委員名簿

要綱規定	法人・機関名	氏名	備考
(1)	社会福祉法人南魚沼福祉会 相談支援センターみなみうおぬま	高野 八千代	施設長
(2)	社会福祉法人雪国ボランティア マイトーラ	井口 隆人	施設長
(2)	医療法人越南会 五日町病院	貝瀬 猛	事業所統括部長
(2)	社会福祉法人桐鈴会	黒岩 秩子	理事長
(2)	NPO法人友の家	小林 輝実	理事長
(2)	社会福祉法人南魚沼福祉会 魚野の家	米山 豊	施設長
(3)	南魚沼市民病院	井口 光開	リハビリテーション 科参事
(3)	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	青木 真由美	地域保健課長
(4)	南魚沼市立総合支援学校	井口 暁子	教諭
(5)	南魚沼公共職業安定所	下村 秀樹	所長
(6)	南魚沼市手をつなぐ育成会	小沢 美保	会長
(6)	南魚沼市立総合支援学校PTA	田村 綾子	PTA 会長
(6)	南魚沼市精神障がい者家族会	大平 順一郎	会長
(6)	南魚沼市身体障がい者協会	峠 太一	監事
(7)	南魚沼市ボランティアセンター	江川 京子	委員
(7)	南魚沼市社会福祉協議会	並木 富美子	事務局長
(7)	南魚沼市民生委員児童委員協議会	久川 勇	副会長
(8)	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	木村 幸裕	地域福祉課課長代理
(8)	南魚沼市障がい者相談員	林 秀夫	障がい者相談員

計画策定の経緯

年月日	内容
令和4年7月1日	令和4年度 第1回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗報告について ○次期計画のスケジュールについて ○次期計画策定のためのアンケート実施について
令和4年11月～12月	第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査
令和5年2月21日	令和4年度 第3回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定のためのアンケート調査報告
令和5年7月4日	令和5年度 第1回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第3期障がい者計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗報告について ○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和5年6月～8月	障がい者団体アンケート・ヒアリングを実施
令和5年6月～8月	市内障がい事業者アンケート・ヒアリングを実施
令和5年11月9日	令和5年度 第2回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和5年12月	令和5年度 第3回南魚沼市自立支援協議会全体会（書面決議） ○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について
令和6年1月4日～29日	パブリックコメントの実施
令和6年2月29日	令和5年度 第4回南魚沼市自立支援協議会全体会 ○第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について

第4期南魚沼市障がい者計画
(令和6年度～令和11年度)
第7期南魚沼市障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

発行 令和6年3月
企画・編集 南魚沼市 福祉課 障がい福祉係
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1
TEL 025-773-6667
<https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/>
